

2020年5月15日

KCA 会員 各位

KCA 神奈川県サイクリング協会  
広報部会理事

[神奈川県・道路企画課殿より情報をご提供頂き作成しました。]

## 神奈川県 自転車活用の推進について

拝啓 新緑の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素はひとかたならぬご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染拡大防止策の外出自粛など期間の継続お疲れさまです。今後ともよろしく願いいたします。  
さて、標題の件、外部情報として下記をご案内いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

### 1. 「神奈川県自転車活用推進計画」について

#### 〔策定の経緯〕

自転車は、比較的近距离の日常の足として、広く利用されています。また、近年は、環境にやさしく、健康の増進に寄与し、災害時にも活用可能な乗り物として、注目されており、自転車を活用した観光振興などにも期待が寄せられています。

このような中、平成 29 年に「自転車活用推進法」が施行され、国の自転車活用推進計画を勘案して、都道府県自転車活用推進計画を策定することが都道府県の努力義務として規定されました。



県では、平成 30 年 6 月に国が策定した「自転車活用推進計画」を勘案し、県民の皆様からのご意見を踏まえ、「神奈川県自転車活用推進計画」を策定しました。

#### 〔計画本文〕

「神奈川県自転車活用推進計画」(PDF : 4,125KB)

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/44413/jitenssyakatuyousuisinnkeikaku.pdf>

#### 〔県民意見募集の結果〕

「神奈川県自転車活用推進計画（素案）」に関する意見募集の結果について

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bd2/pub/c8556322.html>

#### 〔参考〕

「自転車活用推進法」及び国の「自転車活用推進計画」については、次の国土交通省の HP をご覧ください。  
自転車活用推進法が施行されました。(国土交通省 HP)

<http://www.mlit.go.jp/road/bicycleuse/new.html>

自転車利用環境の整備を促進～自転車活用推進計画を閣議決定～(国土交通省 HP)

[http://www.mlit.go.jp/report/press/road01\\_hh\\_000987.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000987.html)

## 2. 「神奈川県自転車の安全で適正な利用促進に関する条例」について

### 神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例



URL: <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f5g/310322.html>

広報・啓発（地域・職場などでご活用ください）

チラシ・冊子（2019年12月更新）

条例チラシ (一般用)	条例チラシ (事業者用)	条例チラシ (自転車販売店及び貸付業者用)	冊子 条例・ルールBOOK
<p>神奈川県 神奈川県内で自転車を利用する皆様へ</p> <p>自転車損害賠償責任保険等への加入は義務となっています。</p> <p>ご自身の保険等加入状況は裏面をチェック</p> <p>自転車事故の高額賠償事例 約9,500万円</p> <p>条例チラシ(一般用) (PDF: 1,258KB)</p>	<p>神奈川県 自転車を利用する事業者の方へ</p> <p>自転車損害賠償責任保険等への加入は義務となっています。</p> <p>保険等加入状況は裏面をチェック</p> <p>自転車事故の高額賠償事例 約9,500万円</p> <p>条例チラシ(事業者用) (PDF: 1,297KB)</p>	<p>神奈川県 自転車販売店及び貸付業者の方へ</p> <p>自転車損害賠償責任保険等への加入は義務となっています。</p> <p>保険等加入状況は裏面をチェック</p> <p>自転車事故の高額賠償事例 約9,500万円</p> <p>条例チラシ(自転車販売店及び貸付業者用) (PDF: 1,254KB)</p>	<p>神奈川県 「チリリン」 自転車条例・ルールBOOK</p> <p>自転車損害賠償責任保険等への加入は義務となっています。</p> <p>神奈川県は2019年4月に「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を施行しました。</p> <p>神奈川県・神奈川県警察</p> <p>条例・ルールBOOK (PDF: 4,591KB)</p>

条例・ルールBOOKに掲載されている文章及びイラストについて、他の刊行物やホームページへの転載を固くお断りします。ただし、当ホームページ(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f5g/310322.html>)から印刷して使用することは可能です。

#### 自転車損害賠償責任保険等加入状況シート

[自転車損害賠償責任保険等加入状況シート \(PDF: 277KB\)](#)

## 3. 自転車ルールのお知らせ!

道路交通法により、危険行為を過去3年以内に2回以上繰り返すと、「自転車運転者講習」の受講が義務付けられます。

危険な行為とは、信号無視、酒酔い運転、一時不停止等です。

自転車運転者講習とは、違反者の特性に応じた個別的指導を含む3時間の講習です。

講習の受講が命ぜられてから3ヶ月以内の指定された期間内に受講しないと5万円以下の罰金

詳しくこちら [改正道路交通法等の一部施行について \(神奈川県警察ホームページ\)](#)

### このページに関するお問い合わせ先 (神奈川県\_くらし・安全・環境)

ホーム>くらし・安全・環境>防災と安全>防犯・交通安全>かながわの交通安全>神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f5g/cnt/f7110/index.html>

#### くらし安全防災局 くらし安全部くらし安全交通課

くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課へのお問い合わせフォーム

企画グループ

電話：045-210-3552

内線：3552

ファクシミリ：045-210-8953

このページの所管所属はくらし安全防災局 くらし安全部くらし安全交通課です。